

界小学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

1 組織的な対応に向けて

(1) いじめ対策委員会

① 児童指導委員会（いじめ未然防止・早期発見に係る委員会）《定期開催》

ア 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、保健主事、学級担任
（道徳教育推進教師、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、スクールカウンセラー、学校評議員、保護者代表、児童代表 等）

イ 実施する取組

i 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査
- ・集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- ・校内研修会の企画・立案
- ・要配慮児童への支援方針決定 等

ii 早期発見対策

- ・いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・情報交換による児童の状況の把握と情報の共有 等

ウ 取組の改善

本委員会において、「界小学校いじめ防止基本方針」をはじめとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

② 校内委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）《随時開催》

ア 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、保健主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、その他関係する教職員、必要に応じて佐野市教育委員会派遣の外部専門家 等

イ 実施する取組

i 調査方針、分担等の決定

- ・目的の明確化
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある児童への事実関係の聴取
- ・緊急アンケートの実施
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
- ・佐野市教育委員会への報告
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）など

ii 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・学校、学年、学級への指導、支援
- ・被害者、加害者等への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・佐野市教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員等）との連携

(2) 校内研修

①いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。

②いじめに関するチェックリスト・教職員用（別紙）を用いた自己診断を実施する。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

○学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

○道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づ

くりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、低学年では、あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことを、中学年では、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けることを、高学年では、法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことをそれぞれ教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で悩みを相談し合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ・PTAと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「界小学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・学校のWebサイト等を通じて、保護者・地域に対し「界小学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ①「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ②発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。
- ③「宣誓『STOP THE いじめ』」を発達の段階に応じて朝の会等で唱和させ、いじめ防止の意識を高める。

(4) ネットいじめへの対応

- ①携帯電話、スマートフォン等を、持たない（持たせない）指導を発達の段階に応じて行う。
- ②情報教育（総合的な学習の時間等）や学級活動等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報モラルに着眼点を置き、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ③家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器の使用に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見に向けて

(1) 早期発見のための認識

- ①些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知す

る。

②日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

①児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活が送れるように配慮する。

②毎月1回「児童指導・特別支援教育情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

③教育相談旬間を年に2回（7月と1月）に設定する。

④教職員と生徒指導推進協力員、スクールカウンセラーが情報を共有できる体制を整える。

⑤児童が安心していじめを訴えられるような「いじめのチェックリスト」（別紙）を工夫し、定期的及び随時実施する。

⑥保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。

⑦児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等（別紙）を作成配布し、周知する。

⑧悩みや気になることなどを、文字によって伝えることができるように「心の窓」（相談箱）を常設し、訴えがあった場合には即座時対応し、児童の信頼を得るよう努力する。

⑨生徒指導推進協力員との連携を図り、いじめの早期発見に資する。

4 いじめの早期解決に向けて

(1) 早期解決のための認識

①いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。

②いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

○校内委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、佐野市教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携を図る。

(3) 児童、保護者への支援

①いじめをされた児童、保護者への適切な対応

ア いじめを発見した場合には、ただちにやめさせる。

イ いじめをされていた児童と、していた児童を別々の部屋に連れて行く。

ウ いじめを発見した教師は、事実を担任に報告する。

エ 担任、また関係教師は、いじめの事実を正確かつ詳細に把握し、記録する。

オ いじめをした児童に対して事実の確認をする。

カ 分かったいじめの事実を学年主任、児童指導主任、教務主任、教頭、校長に速やかに報告をして指導を仰ぐ。

キ 担任は、保護者に連絡（電話、家庭訪問）をとり、何が起きたか、どのように対処するかということを説明し、理解を求める。

ク 保護者の気持ちを尊重し、よく話し合い、保護者や子供が納得したことについて、教師や学校は誠意をもって対応する。

ケ 複数の教師（担任、学年主任、児童指導主任など）で対応する。

コ 今後どのようにしたらよいか一緒に考え、状況の経過についても、逐次報告するなど「全力でお子さんを守ります」という決意を伝える。

サ 運営委員会、職員朝会等で事実を報告し、共通理解を図り、全校体制で指導に当たる。

シ いじめが再発しないようにいじめていた児童との関係を修復をする。

ス いじめが再発しないよう、特に観察、教育相談を継続的に行うよう配慮する。

②いじめをした児童、保護者への適切な対応

ア いじめを発見した場合には、直ちにやめさせる。必要に応じて他の教師の応援を求める。

イ いじめをされていた児童と、していた児童を別々の部屋に連れて行く。

ウ いじめを発見した教師は、事実を担任に報告する。

エ 担任または関係教師は、いじめをした児童を別室に呼び、いじめられていた児童からの情報と照らしながら、事実を正確かつ詳細に把握し記録する。このとき感情的に叱責したり体罰を与えないように注意する。冷静にいじめの事実を本人に認めさせながら話を聞くようにする。

- オ 分かったいじめの事実を学年主任、児童指導主任、教務主任、教頭、校長に速やかに報告をして指導を仰ぐ。
- カ 担任は必要に応じて家庭に電話連絡や家庭訪問をし、学校と家庭が連携して、子供を育てていくという姿勢で保護者の対応にあたる。今後の指導方針について説明し、協力を強く求める。
- キ 保護者がいじめられている子供に非があると考える場合には、保護者の思いも聞き、寄り添いながらいじめが許されないことを理解できるようにする。
- ク 必要に応じて保護者を学校に召喚する。担任、学年主任、または児童指導主任が事実を説明する。今後の指導方針について説明し、協力を強く求める。
- ケ 運営委員会、職員朝会等で事実を報告し、共通理解を図り、全校体制で指導に当たる。
- コ 必要に応じて、児童指導委員会を開き、いじめをする児童が抱える問題を探り、問題の根本を解決することで、いじめを繰り返さないようにするための援助について相談し、指導に努める。
- サ いじめていた児童に謝罪させ、関係を修復をする。
- シ いじめを繰り返さないよう、特に観察、教育相談を継続的に行うよう配慮をする。
- ス いじめをした児童の保護者が、いじめられた児童側に謝罪する場合についても相談に応じる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 佐野市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、佐野市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の校内委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、佐野市教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) 児童指導委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。